

# 新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価実施要綱

平成17年4月27日

(目的)

第1条 この要綱は、新むつ小川原開発基本計画(以下「新計画」という。)の素案(以下「新計画素案」という。)に係る環境影響評価の実施に当たっての基本的な考え方及び留意点について環境省から示された新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価についての指針(平成17年3月30日付け環政評発第050330001号環境省総合環境政策局長送付)を踏まえ、新計画素案に係る環境影響評価の手續等を定めることにより、むつ小川原地域の環境の保全と創造について適正な配慮がなされることを期し、もって地域住民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び青森県環境影響評価条例(平成11年12月青森県条例第56号)において使用する用語の例による。

(県等の責務)

第3条 県、新計画に係る事業者及び県民は、この要綱の規定による環境影響評価その他の手續が適切かつ円滑に行われ、新計画の策定及び実施に当たり環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めるものとする。

(実施要領の作成)

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、新計画素案に係る環境影響評価を適切に行うため、環境影響評価の実施方法その他の必要な事項(以下「実施要領」という。)を定めるものとする。

2 知事は、実施要領を定めようとするときは、あらかじめ、新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(検討の基本的考え方)

第5条 新計画素案に係る環境影響評価の検討は、計画段階での環境影響評価であることの特異性を踏まえて行うものとする。

(方法書の作成)

第6条 新計画を策定する知事(以下「計画策定者」という。)は、新計画素案に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、実施要領で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成するものとする。

一 新計画素案の目的及び内容

二 新計画素案の実施区域及びその周辺地域の概況

三 新計画素案に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(方法書の送付)

第7条 計画策定者は、方法書を作成したときは、知事及び新計画素案に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)の全部又は一部がその区域内にある市町村(以下「関係市町村」という。)に対し、方法書を送付するものとする。

(方法書についての公告、縦覧等)

第8条 計画策定者は、方法書を作成したときは、新計画素案に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、実施要領で定めるところにより、方法書を作成した旨その他必要な事項を公告し、関係地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

2 計画策定者は、方法書の概要を記載した書面の提供、インターネットを利用した方法書の掲載その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めるものとする。

3 計画策定者は、実施要領で定めるところにより、第1項の縦覧期間内に関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催し、その説明会の開催状況を、知事及び関係市町村に通知するものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同

項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、計画策定者に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

- 2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 意見書の提出の対象である方法書の名称
  - 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見とその理由

- 3 前項第2号及び第3号に規定する意見は、日本語により記載しなければならない。
- 4 第1項の意見を有する者は、同項の意見書に代えて、電子メールの利用その他計画策定者が認める方法により、これを述べるができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。  
（方法書についての意見の概要の送付等）

第10条 計画策定者は、前条第1項の期間を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を、知事及び関係市町村に対して送付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による意見の概要を記載した書類を公表するものとする。  
（方法書についての知事の意見）

第11条 知事は、前条第1項の規定による書類の送付があったときは、九十日以内に計画策定者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、方法書について、期間を指定して関係市町村の環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、審査委員会の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村の意見及び審査委員会の意見を勘案するとともに、前条第1項の書類に記載された意見に配慮するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを関係市町村に送付するとともに、当該意見の内容を公表するものとする。  
（環境影響評価の実施）

第12条 計画策定者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第6条第3号に掲げる事項に検討を加え、実施要領で定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、新計画素案に係る環境影響評価を行うものとする。

（準備書等の作成及び送付）

第13条 計画策定者は、前条の規定により新計画素案に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、実施要領で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書の要約書」という。）を作成し、知事及び関係市町村に対して送付するものとする。

- 一 第6条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 第9条第1項の意見の概要
- 三 第11条第1項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての計画策定者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
  - イ 調査、予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
  - ロ 新計画に反映すべき環境の保全のための措置その他の環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）
  - ハ 新計画に係る事業の実施に当たって配慮すべき事項（以下「環境配慮指針」という。）
  - ニ 環境保全措置及び環境配慮指針が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
  - ホ 新計画素案に係る環境影響の総合的な評価

（準備書についての公告、縦覧等）

第14条 計画策定者は、前条の規定による準備書及び準備書の要約書の送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、実施要領で定めるところにより、準備書を作成した旨その他必要な事項を公告し、関係地域内において、準備書及び準

備書の要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

- 2 計画策定者は、準備書の要約書の提供、インターネットを利用した準備書の掲載その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めるものとする。
- 3 計画策定者は、実施要領で定めるところにより、第1項の縦覧期間に関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催し、その説明会の開催状況を、知事及び関係市町村に通知するものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第15条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、計画策定者に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

- 2 前項の意見の提出に関し必要な事項は、第9条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(準備書についての意見の概要等の送付等)

第16条 計画策定者は、前条第1項の期間を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要及びこれについての計画策定者の見解を記載した書類を、知事及び関係市町村に対して送付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による意見の概要及び当該意見についての計画策定者の見解を公表するものとする。

(準備書についての知事の意見)

第17条 知事は、前条第1項の規定による書類等の送付があったときは、百二十日以内に計画策定者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、準備書について、期間を指定して関係市町村の環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、審査委員会の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村の意見及び審査委員会の意見を勘案するとともに、前条第1項の書類に記載された意見に配慮するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを関係市町村に送付するとともに、当該意見の内容を公表するものとする。

(評価書等の作成)

第18条 計画策定者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第15条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びこれを要約した書類(以下「評価書の要約書」という。)を作成するものとする。

- 一 第13条各号に掲げる事項
- 二 第15条第1項の意見の概要
- 三 前条第1項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての計画策定者の見解
- 五 準備書に記載した事項との相違を明らかにしたもの

(評価書についての環境大臣の意見)

第19条 計画策定者は、評価書を作成したときは、環境大臣に評価書及び評価書の要約書を送付し、環境大臣の意見を求めるものとする。

(評価書の再検討、補正等)

第20条 計画策定者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該記載事項の修正を必要とすると認めるときは、評価書及び評価書の要約書の補正をするとともに、環境大臣へ送付するものとする。

- 2 前項により補正した評価書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第18条各号に掲げる事項
- 二 前条の環境大臣の意見
- 三 前号の意見についての計画策定者の対応
- 四 補正前の評価書に記載した事項との相違を明らかにしたもの

- 3 計画策定者は、第1項の規定による送付をしたときは、知事及び関係市町村に評価書(同項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。)及び評価書の要約書並び

に前条の意見が記載された書面の写しを送付するものとする。

(評価書についての公告、縦覧等)

第21条 計画策定者は、前条第3項の規定による送付をしたときは、実施要領で定めるところにより、評価書を作成した旨その他必要な事項を公告し、関係地域内において、評価書及び評価書の要約書並びに同項に規定する書面の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

2 計画策定者は、評価書の要約書の提供、インターネットを利用した評価書の掲載その他の方法により、評価書の記載事項を周知させるように努めるものとする。

(評価結果の反映)

第22条 計画策定者は、評価書に記載されているところにより、環境保全措置及び環境配慮指針について、新計画に適切に反映するとともに、適切な実施を図るものとする。

2 新計画に係る事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮に努めるものとする。

3 計画策定者は、実施要領で定めるところにより、新計画策定後、環境影響評価の項目について調査(以下「環境監視調査」という。)を実施し、又は再度の予測を行い、環境監視調査により得られた結果又は再度の予測の結果と当該環境影響評価における予測の結果を比較し、その比較の結果を公表した上で、必要に応じ、環境保全措置又は環境配慮指針を見直すものとする。

4 新計画に位置付けがない大規模な事業が新たに計画及び実施される場合にあっては、県並びに当該事業を計画及び実施する者は、地域全体の環境保全の観点から、環境影響評価の結果を踏まえつつ、環境の保全についての適切な配慮がなされるようにするものとする。

(適用除外)

第23条 この要綱の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌汚染については、適用しない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。